

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成24年9月12日

【四半期会計期間】 第97期第1四半期(自平成24年5月1日至平成24年7月31日)

【会社名】 神島化学工業株式会社

【英訳名】 Konoshima Chemical Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 池田和夫

【本店の所在の場所】 大阪市西区阿波座一丁目3番15号(J E I西本町ビル)

【電話番号】 06(6110)1133(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 小田島晴夫

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区阿波座一丁目3番15号(J E I西本町ビル)

【電話番号】 06(6110)1133(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 小田島晴夫

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第96期 第1四半期 累計期間	第97期 第1四半期 累計期間	第96期
会計期間		自 平成23年 5月 1日 至 平成23年 7月31日	自 平成24年 5月 1日 至 平成24年 7月31日	自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日
売上高	(百万円)	4,276	4,061	16,951
経常利益	(百万円)	193	106	251
四半期(当期)純利益	(百万円)	146	61	100
持分法を適用した 場合の投資利益	(百万円)			
資本金	(百万円)	1,320	1,320	1,320
発行済株式総数	(千株)	9,240	9,240	9,240
純資産額	(百万円)	4,283	4,241	4,273
総資産額	(百万円)	16,437	16,734	16,287
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	15.97	6.70	10.93
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
1株当たり配当額	(円)			6.00
自己資本比率	(%)	26.1	25.3	26.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災による復興需要などを背景として、企業収益や個人消費も一部持ち直しの兆しが見えたものの、欧州債務危機問題や電力不足、長期化する円高・株安の懸念などにより、先行き不透明な状況が続きました。

当社建材事業の主要マーケットである住宅市場におきましては、東北地区を中心とした復興需要や、政府による住宅取得促進策の下支えもあり、持ち直し傾向にあります。

このような経済・経営環境の中、売上高につきましては4,061百万円となり前年同四半期比214百万円(5.0%)の減収となりました。

損益につきましては、営業利益は136百万円と前年同四半期比92百万円(40.4%)、経常利益は106百万円と同86百万円(44.9%)、四半期純利益は61百万円と同85百万円(58.1%)の減益となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

建材事業におきましては、昨年の震災による一時的な需要が解消したことから、売上高は2,793百万円と前年同四半期比313百万円(10.1%)の減収となり、セグメント利益(営業利益)は49百万円と同133百万円(72.8%)の減益となりました。

他方、化成品事業におきましては、国内需要が堅調に推移したことから、売上高は1,268百万円と前年同四半期比98百万円(8.5%)の増収となり、セグメント利益(営業利益)も190百万円と同42百万円(28.5%)の増益となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間の総資産は16,734百万円となり、前事業年度末(以下前年度)に比べ446百万円増加いたしました。このうち、流動資産は9,131百万円と前年度に比べ194百万円増加いたしました。主な増減要因は、現金及び預金が381百万円増加したことによるもの、前期末日が休日であったことなどから受取手形及び売掛金が199百万円減少したことによるものであります。

また、固定資産は7,603百万円となり前年度に比べ252百万円増加いたしました。主な増減要因は、有形固定資産が296百万円増加したことによるものであります。

流動負債は、7,499百万円と前年度に比べ526百万円減少いたしました。主な増減要因は、前期末日が休日であったことなどから支払手形及び買掛金が576百万円減少したことによるものであります。

固定負債は、4,994百万円と前年度に比べ1,005百万円増加いたしました。主な増減要因は、長期借入金が980百万円増加したことによるものであります。

純資産につきましては、純資産合計4,241百万円と前年度に比べ32百万円減少いたしました。主な増減要因は、その他有価証券評価差額金が38百万円減少したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、1917年（大正6年）の創業以来90年余、無機化学の可能性を追求し、「顧客満足を第一に考え、より広くより深く社会に貢献する」を経営の基本方針として歩んでまいりました。

当社は、顧客の満足を得られる高品質・高機能で価格競争力のある製品を迅速且つタイムリーに提供することで社会の発展に寄与し、又地域社会との連携・地球環境問題への取り組み等を通じて、企業としての社会的責任を果たしていくことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を一層高めたいと考えております。

これからも顧客に満足していただける高品質製品の提供、管理の徹底、効率的な生産システムの構築によるコスト削減に注力し、競争力強化を図る一方、透明性、信頼性の高いコンプライアンス遵守の企業経営を実践するとともに、提供する製品も常に環境と安全性を考慮し、株主、顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーから支持され、資本市場から正当な評価が得られるよう努力を続けてまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成22年7月16日開催の当社第94回定時株主総会において、株主の皆様から「当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます）」の継続についてご承認をいただいております。

その概要は以下のとおりです。

(a) 当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

(b) 大規模買付ルール概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

(c) 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

但し、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置を取ることがあります。

(d) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置することとしております。

(e) 本プランの有効期間等

本プランの有効期限は、平成25年7月に開催予定の定時株主総会終結時までとなっております。ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

なお、本プランの内容は、当社ホームページ(<http://www.konoshima.co.jp/>)に掲示しております。

上記取組みが、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(b) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(c) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しては、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運営が行われることを担保する手続きが確保されています。

(e) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成22年7月16日開催の定時株主総会での承認により発効しており、株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただいているため、株主の皆様のご意向が反映されております。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(f) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は129百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,000,000
計	36,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年9月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,240,000	9,240,000	大阪証券取引所 市場第二部	単元株式数は1,000株であります。
計	9,240,000	9,240,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年5月1日～ 平成24年7月31日		9,240		1,320		1,078

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年4月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 76,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,946,000	8,946	
単元未満株式	普通株式 218,000		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	9,240,000		
総株主の議決権		8,946	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式419株及び証券保管振替機構名義の株式800株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 神島化学工業株式会社	大阪市西区阿波座一丁目 3番15号	76,000		76,000	0.82
計		76,000		76,000	0.82

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成24年5月1日から平成24年7月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成24年5月1日から平成24年7月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成していません。

1【四半期財務諸表】
 (1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年4月30日)	当第1四半期会計期間 (平成24年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,547	1,929
受取手形及び売掛金	4,063	3,864
商品及び製品	1,937	2,010
仕掛品	569	572
原材料及び貯蔵品	536	528
繰延税金資産	198	150
その他	92	84
貸倒引当金	8	8
流動資産合計	8,937	9,131
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2,184	2,276
機械及び装置（純額）	1,954	2,035
土地	1,250	1,250
その他（純額）	1,038	1,162
有形固定資産合計	6,427	6,724
無形固定資産	31	26
投資その他の資産		
投資有価証券	507	466
繰延税金資産	299	308
その他	92	79
貸倒引当金	8	2
投資その他の資産合計	891	852
固定資産合計	7,350	7,603
資産合計	16,287	16,734

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年4月30日)	当第1四半期会計期間 (平成24年7月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,087	2,511
短期借入金	1,850	1,830
1年内返済予定の長期借入金	1,754	1,791
未払金	658	602
未払費用	194	204
賞与引当金	198	88
設備関係支払手形	165	329
その他	115	141
流動負債合計	8,025	7,499
固定負債		
長期借入金	2,905	3,886
退職給付引当金	838	867
役員退職慰労引当金	74	75
その他	170	165
固定負債合計	3,988	4,994
負債合計	12,014	12,493
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,320	1,320
資本剰余金	1,078	1,078
利益剰余金	1,915	1,922
自己株式	26	26
株主資本合計	4,287	4,293
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	13	52
評価・換算差額等合計	13	52
純資産合計	4,273	4,241
負債純資産合計	16,287	16,734

(2)【四半期損益計算書】
 【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年5月1日 至平成24年7月31日)
売上高	4,276	4,061
売上原価	3,105	2,957
売上総利益	1,171	1,104
販売費及び一般管理費	942	967
営業利益	229	136
営業外収益		
受取配当金	9	9
破損損害金	4	3
雑収入	3	7
営業外収益合計	17	19
営業外費用		
支払利息	42	40
雑支出	9	8
営業外費用合計	52	49
経常利益	193	106
特別損失		
固定資産除却損	5	-
固定資産処分損	4	-
特別損失合計	9	-
税引前四半期純利益	183	106
法人税、住民税及び事業税	3	3
法人税等調整額	34	42
法人税等合計	37	45
四半期純利益	146	61

【会計方針の変更等】

当第1四半期累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期会計期間より、平成24年5月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、この変更による当第1四半期累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。

したがって、前期末は金融機関休業日のため、下記の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成24年4月30日)	当第1四半期会計期間 (平成24年7月31日)
受取手形	146百万円	百万円
支払手形	390百万円	百万円
設備関係支払手形	26百万円	百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)
減価償却費	225百万円	197百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年7月15日 定時株主総会	普通株式	55	6	平成23年4月30日	平成23年7月19日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の未日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年7月20日 定時株主総会	普通株式	54	6	平成24年4月30日	平成24年7月23日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の未日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期損益 計算書計上額 (注)2
	建材事業	化成品事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,106	1,169	4,276		4,276
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	3,106	1,169	4,276		4,276
セグメント利益	183	148	332	103	229

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額 103百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 103百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期損益 計算書計上額 (注)2
	建材事業	化成品事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,793	1,268	4,061		4,061
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	2,793	1,268	4,061		4,061
セグメント利益	49	190	240	104	136

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額 104百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 104百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、当第1四半期会計期間より、平成24年5月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による当第1四半期累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年5月1日 至平成24年7月31日)
1株当たり四半期純利益金額	15円97銭	6円70銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	146	61
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	146	61
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,166	9,163

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年9月12日

神島化学工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松井 隆雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 榎本 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている神島化学工業株式会社の平成24年5月1日から平成25年4月30日までの第97期事業年度の第1四半期会計期間（平成24年5月1日から平成24年7月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成24年5月1日から平成24年7月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、神島化学工業株式会社の平成24年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。